

令和6年年末交通事故防止県民総ぐるみ運動

令和6年12月1日(日)から12月10日(火)までの10日間



自転車と特定小型原動機付自転車を安全に利用しましょう



① 自転車は「車両」であるということを前提に「自転車安全利用五則」を徹底し、正しい交通ルールやマナーを理解して実践しましょう。

② 道路交通法の改正(本年11月1日施行)

自転車の運転中における携帯電話の使用等の禁止

自転車運転中に携帯電話等の無線通話装置を通話のために使用することや、スマートフォン等の画像を注視することを禁止する規定について、自転車についても自動車及び原動機付自転車と同様に全国斉一の禁止規定が設けられ、罰則も強化されています。

自転車の酒気帯び運転等に関する規定の整備

自転車についても自動車等と同様に罰則の対象とされています。

③ 自転車ヘルメット着用等

自転車利用時のヘルメット着用が**努力義務**となっています。

自転車保険の加入が**義務**となっています。

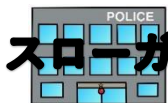
④ 特定小型原動機付自転車の安全利用

無資格運転等の禁止

16歳未満の者が特定小型原動機付自転車を運転することや16歳未満の者に対して特定小型原動機付自転車を提供することは法律で禁止されています。

飲酒運転等の禁止

お酒を飲んだ時は特定小型原動機付自転車を運転してはいけません。



スローガン **今日もまた あなたの無事故 待つ家族**



年末にかけて犯罪に遭わないために

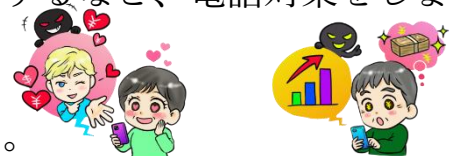


特殊詐欺に注意!

不審な電話やメールが届いたら、一人で判断せずに、家族や警察に相談しましょう。特殊詐欺の犯人からの電話を受けないことが大切です。

自宅の固定電話を留守番電話設定や防犯機能付き電話にするなど、電話対策をしましょう。

SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺の被害が増加!



SNSで投資話や結婚の話が出たら詐欺を疑いましょう。

投資で連絡先がSNSのみだったり、振込先が個人口座の場合は詐欺を疑いましょう。

年末には、ひったくりや車上ねらい等の街頭犯罪や、金融機関やコンビニエンスストア等を対象とした強盗の発生が懸念されます。

オトモポリスのマップ機能で、身近に起きている犯罪をチェックしましょう。

